有限会社 WIN AGENT
事業名称 「体育指導のスタートライン」
少人数制スポーツ指導約款

第1条（本約款の適用範囲）

1．本約款は、当社並びにその契約事務等を代行する事業名称「体育指導のスタートライン」における依頼人（ 以下、依頼人 といいます。）及び家庭教師業を行うため当社に登録したスタッフ（以下、スタッフといいます。）に適用されます。

第2条（当社の義務）

1．当社は当社本約款、その他の規定ならびに入会届、その他の権利義務に関する文書の内容に従います。
2．当社は依頼人及びスタッフとの少人数制スポーツ指導契約に関して、誠実にその事務を代行します。

第3条（依頼人の義務）

1．依頼人は本約款、少人数制スポーツ指導契約書を事前に十分確認した上で、その内容に従わなければなりません。
2．依頼人は当社に入会金及びレッスン費を支払わなければなりません。ただし、本会は制度を定め、書面をもって依頼人に告知することにより、入会金またはレッスン費の額を変更することができます。
3．依頼人はスタッフに対する茶菓、食事等の接待は必要ありません。

第4条（カウンセリング）

1．当社は依頼人との契約に先立ち30分から60分間のカウンセリングを行います。
2．カウンセリングは、依頼人の要望に合った指導方法の選定を目的に行います。

第5条（入会金）

1．入会金の金額は当社が別に定め、契約にさきだち書面をもって依頼人に告知します。
2．入会金は依頼人の入会時に当社が指定する方法で当社に支払わなければなりません。
3．入会金は支払い後、法律による場合を除いては、理由の如何を問わず一切、返金いたしませ

ん。
4. 本約款第3条第2項但し書きに基づく制度においては、本条各項の規定は適用しません。

第6条（レッスン費）

1. 依頼人は、当社のレッスンの対価として、レッスン費を支払います。
2. レッスン費の金額は、当社が別に定め、契約にさきだち、書面（レッスンに関するしおり）をもって依頼人に告知します。
3. 依頼人は、前月の末日までに指定口座に振込みをします。
4. 本約款第3条第2項但し書きに基づく制度においては、本条各項の規定は適用しません。

第7条（依頼人の脱会）

1. 依頼人は当社に通知することにより、当社から脱会することができます。
2. 依頼人が当社に対し入会金またはレッスン費を支払わない場合、当社は当該依頼人に相当の期間を定めて催告した後、除名を行うことができます。

第8条（法律による解約）

1. 依頼人は、契約日から8日以内に当社に解約の意思を表示することにより、クーリングオフすることができます。
2. 前項の場合、当社が受領した一切の費用は、これを返金いたします。

第9条（準拠法）

1. 本約款に定めのない事項については、日本国法令に準拠します。